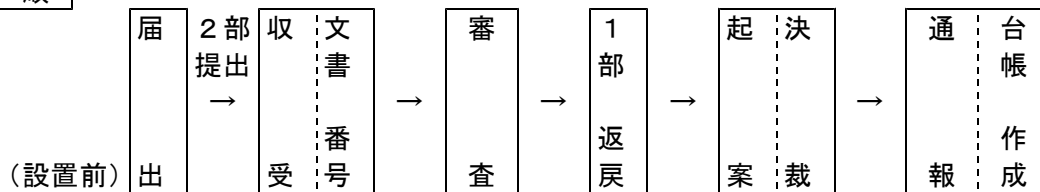


第二種貯蔵所設置届

根拠法令	一般則第25条 法第17条の2第1項 液石則第26条
適用	① 第一種ガス（不活性ガス）にあつては、容積300m ³ （液化ガスの場合は3トン）以上容積3,000m ³ （液化ガスの場合は30トン）未満貯蔵する場合 ② 第二種ガス（不活性以外のガス（第三種ガスを除く。))にあつては、容積300m ³ （液化ガスの場合は3トン）以上容積1,000m ³ （液化ガスの場合は10トン）未満貯蔵する場合 ③ 第一種貯蔵所の貯蔵量が第二種貯蔵所の貯蔵量に変更となつたとき。 （注1）液化ガスについては、液化ガス10kgを容積1m ³ に換算する。 （法第16条第3項） （注2）現時点では、危険性の高い第三種ガスとして定められているものはない。 ※ 高圧ガス保安法施行令第5条

手順



必要書類

- 1 第二種貯蔵所設置届書 （一般則様式第9、液石則様式第9）
- 2 貯蔵の目的を記載した書面
- 3 法第18条第2項の技術上の基準に関する事項を記載した書面
- 4 移設等に係る貯蔵設備にあつては、当該貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録
 （添付すべき書面又は図面）
 - （1）事業所全体平面図
 - （2）貯蔵設備等のフローシート又は配管図
 - （3）高圧ガス貯蔵所配置図
 - （4）機器等一覧表
 - （5）貯蔵能力の計算書
 - （6）貯蔵設備等の耐圧・気密試験成績書及び強度計算書に対応する事項（大臣認定品にあつては、認定試験者試験等成績書）の写し
 - （7）耐震設計構造物に係る計算書
 - （8）貯槽の基礎及び支持構造物の構造を示した図面

5 (③の場合) 第一種貯蔵所廃止届

必要に応じ添付を求めることができるもの

- 1 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- 2 委任状（代表者以外の者が申請手続きをするとき）
- 3 上記(1)～(8)に掲げるものの他、貯蔵所に応じて、法第18条第2項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

審 査

第二種貯蔵所の位置、構造及び設備が規則（一般則第26条、液石則第27条）で定める技術上の基準に適合するものであるか審査。（第二種貯蔵所の技術上の基準も第一種貯蔵所と同じ）

届出書返戻

届出者へ、届出書に受理印を押印の上、1部返戻する。

通 報

- 1 北海道公安委員会又は各方面公安委員会へ通報する。
- 2 液化石油ガス又は液化天然ガスの場合は、公安委員会のほか事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては市町村長）へ通報する。
（高圧ガス保安法施行令第17条）

台帳作成

受理後台帳に記載する。